

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 24 年 3 月 16 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 9 条 (略)</p> <p>第 10 条 名簿区分 E に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、Cofanet の@レーティングクレジットオピニオン(コファスサービスジャパン株式会社提供。ただし、NR (Not Rated) の場合は除く。)をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>一 日本貿易保険との間で貿易一般保険約款に係る貿易一般保険包括保険(企業総合)特約を締結する又は締結している者が、海外商社の登録又は格付変更(名簿区分 P からの変更に限る。)の申請をする場合であって、かつ貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第 5 条第 2 項に定める「信用危険保険金支払限度額」を <u>5 千万円</u> 以下の金額で設定することを希望している場合。ただし、@レーティングクレジットオピニオンの交付日は海外商社の登録又は格付変更申請前 1 月以内に限る。</p> <p>二 日本貿易保険に中小企業輸出代金保険約款に係る保険申込みを希望する者からの事前相談に基づき、日本貿易保険が海外商社の登録又は格付変更(名簿区分 P からの変更に限る。)をする場合。この場合において、日本貿易保険は@レーティングクレジットオピニオンの交付日から 1 月以内に海外商社の登録又は格付変更するものとする。</p> <p>三 日本貿易保険との間で簡易通知型包括保険約款に係る保険申込みを希望する者が、海外商社の登録又は格付変更(名簿区分 P からの変更に限る。)の申請をする場合であって、かつ簡易通知型包括保険約款第 2 条</p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 9 条 (略)</p> <p>第 10 条 名簿区分 E に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、Cofanet の@レーティングクレジットオピニオン(コファスサービスジャパン株式会社提供。ただし、NR (Not Rated) の場合は除く。)をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。</p> <p>一 日本貿易保険との間で貿易一般保険約款に係る貿易一般保険包括保険(企業総合)特約を締結する又は締結している者が、海外商社の登録又は格付変更(名簿区分 P からの変更に限る。)の申請をする場合であって、かつ貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第 5 条第 2 項に定める「信用危険保険金支払限度額」を <u>1 千万円</u> 以下の金額で設定することを希望している場合。ただし、@レーティングクレジットオピニオンの交付日は海外商社の登録又は格付変更申請前 1 月以内に限る。</p> <p>二 日本貿易保険に中小企業輸出代金保険約款に係る保険申込みを希望する者からの事前相談に基づき、日本貿易保険が海外商社の登録又は格付変更(名簿区分 P からの変更に限る。)をする場合。この場合において、日本貿易保険は@レーティングクレジットオピニオンの交付日から 1 月以内に海外商社の登録又は格付変更するものとする。</p> <p>三 日本貿易保険との間で簡易通知型包括保険約款に係る保険申込みを希望する者が、海外商社の登録又は格付変更(名簿区分 P からの変更に限る。)の申請をする場合であって、かつ簡易通知型包括保険約款第 2 条第 1 4</p>	

<p>第14項に定める「船積後保険金支払限度額」を<u>5千</u> <u>万円</u>以下の金額で設定することを希望している場合。 ただし、@レーティングクレジットオピニオンの交付日は 海外商社の登録又は格付変更申請前1月以内に限る。</p> <p>第11条 ～ 第14条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成24年4月1日から実施する。</u></p>	<p>項に定める「船積後保険金支払限度額」を<u>1千万円</u>以下 の金額で設定することを希望している場合。ただし、@ レーティングクレジットオピニオンの交付日は海外商社の登 録又は格付変更申請前1月以内に限る。</p> <p>第11条 ～ 第14条 (略)</p>	
---	--	--